

神奈川県防災局工業保安課監修
アセチレン消費基準

制定 平成 8年 4月1日

改訂 平成15年10月1日

(社) 神奈川県高圧ガス協会

発刊によせて

アセチレンは、溶接、溶断に使用する目的で建設現場、鉄工所、機械の組立工場など幅広い分野で使用されています。しかし、燃焼・爆発の危険性が高いという性質を持っており、ひとたび取り扱いを誤れば大きな事故につながるおそれがあります。

高圧ガス保安協会の報告によると、全国で平成10年から14年の5年間に発生した高圧ガス消費先事故(喪失・盗難を除く)207件のうち、アセチレンによるものは83件で、液化石油ガスの73件よりも多く、最も事故件数が多いガス種となっています。本県内でも平成11年にアセチレン消費中に容器が爆発する事故が発生し、近隣住宅をも巻き込み負傷者10名を出すという惨事になりました。アセチレンは、建設現場等民家の近くでも使用されることが多いガスであり、安全の確保には細心の注意を払う必要があります。

高圧ガス保安法は、平成8年3月に名称が高圧ガス取締法から改められ、これまでの行政主導型の保安からの脱却を目指し、抜本的な改正が行われました。同法には高圧ガスを消費する際に守るべき事項が定められていますが、事業所自らがそれらの基準を確実に遵守するための体制を整備し、事故防止を図ると共に住民の安全を確保していくという姿勢を常に持つことが重要となっています。

本基準は、神奈川県が昭和56年に行政指導基準として制定した「アセチレン消費基準」を平成8年3月に廃止した後、(社)神奈川県高圧ガス協会の自主基準として引き継がれたもので、これまで広く活用されてきました。内容は、設備構造、保安管理方法からガスの物性まで広範にわたるものとなっていますが、今回の改訂では、最近の事故から得られた知見などが盛り込まれ、より具体的かつ充実した内容となっています。

アセチレンガスの消費者及び販売者の皆様が、今後とも本基準を積極的に活用されることによりまして、自主保安が更に推進され、高圧ガスの災害防止に寄与することを心から期待しています。

平成15年10月

神奈川県防災局

工業保安課長 中津川 悟

まえがき

この度、当協会では神奈川県防災局工業保安課監修の下に、平成8年4月制定の「アセチレン消費基準」を全面的に見直し、改訂版を発行しました。

従前、神奈川県では法律（当時は「高圧ガス取締法」）を補完し、より効果的な保安行政推進の目的で、多くの高圧ガス関係基準が制定され運用されてきました。しかし、見直しの結果、一部の基準においては現状に対応していないことや、事業者の自主基準化が望ましいとして、アセチレン消費基準ほか8基準について当協会へ自主基準化の提示がありました。これを受け、平成7年度の協会事業として整備・改訂作業が進められ、平成8年4月に制定、発行となりました。

こうした中平成11年8月、横浜でアセチレン容器本体の破裂を伴なう近年にない事故が発生しました。神奈川県防災局工業保安課ではこれを重視し、学識経験者、アセチレン製造事業者及び関係高圧ガス保安団体から成る「アセチレン容器事故再発防止対策委員会」を設置し、再発防止に係る実験、対策検討が行われました。

平成13年、この経過を踏まえ且つSI単位表記を含め、永年活用されてきた旧版（平成8年版）を整理し、最新の「消費基準」として整備を行うべく、一般ガス部会アセチレン分科会で改訂作業を進めることとなりました。作業に当たっては、簡潔、明瞭な基準となるよう、特に、現況に合った例示を加え整備することに留意しました。本作業推進に当たっては、神奈川県防災局工業保安課のご助言も頂き、鋭意作業を進めここに改訂新版（第2版）発行の運びとなりました。

関係事業所におかれましては、本基準を活用し、より適正な消費が行われ、益々保安の向上を図られるようお願いする次第です。

平成15年10月

社団法人 神奈川県高圧ガス協会

一般ガス部会長 佐藤 隆

アセチレン分科会主査 竹内宗一

目 次

第1章 総 則

1 目的	1
2 適用範囲	1
3 用語の定義	1

第2章 消費施設

1 消費の方法	1
2 消費設備	2
3 貯蔵設備	2
4 消火設備	2
5 地震対策	2

第3章 設備管理

1 消費施設の保安管理	3
2 消費施設の保守点検	3
3 誤操作防止措置	4
4 消費施設の工事等	4

第4章 保安管理

1 保安管理体制	4
2 保安教育	5
3 緊急時の措置	6

解 説	8
-----------	---

参考資料	25
------------	----